

## 第 8 章 危 険 物 規 制

### 1. 危険物施設の現況

#### (1) 危険物の規制

危険物の規制事務は、当該危険物施設が存する市町村又は消防組合が所管し、2以上の行政区域にわたって設置される施設については県が所管している。

#### (2) 危険物施設数

危険物施設数の推移は、第1表のとおりである。

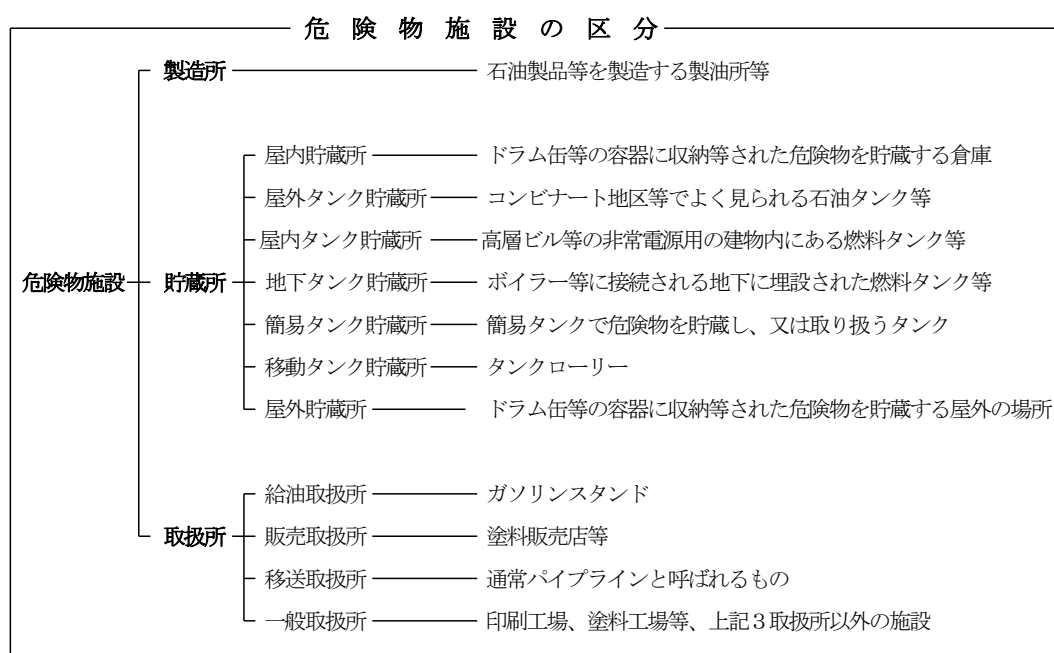
また、令和5年3月31日現在の危険物施設数は、第2表から第6表のとおりである。

### 第1表 危険物施設数の推移

(各年度とも年度末(3月31日)現在)

施設 \ 年 度	29	30	元 (31)	2	3	4
製 造 所	74	72	75	75	77	77
貯 蔵 所	4,736	4,668	4,569	4,485	4,412	4,352
取 扱 所	1,743	1,718	1,704	1,696	1,670	1,670
総 計	6,553	6,458	6,348	6,256	6,159	6,099
対前年増加率(%)	△2.0	△1.4	△1.7	△1.4	△1.6	△0.9

※平成28年度の危険物施設数の総計は6,685施設である。



第2表 危険物規制対象施設数一覧表

(令和5年3月31日現在)

区分 市町村名	合計	製造所	貯蔵所								取扱所					事業所数	
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所		一般取扱所
県計	6,099	77	4,352	879	1,030	156	1,251	19	918	99	1,670	719	5	3	8	935	2,751
富山市	2,175	27	1,549	335	380	39	457	7	302	29	599	241	5	2	4	347	973
高岡市	1,222	24	900	203	250	28	205	2	193	19	298	128			2	168	490
射水市	581	11	389	75	116	7	75	2	105	9	181	91			1	89	231
富山県東部消防組合	641	11	442	89	135	21	99	3	89	6	188	72		1		115	258
新川地域	504	2	347	64	55	32	117		64	15	155	57				98	233
砺波地域消防組合	812	2	605	96	80	18	259	4	138	10	205	109				96	487
立山町	163		120	17	14	11	39	1	27	11	43	21				22	78
本部設置計	6,098	77	4,352	879	1,030	156	1,251	19	918	99	1,669	719	5	3	7	935	2,750
本部未設置計	1										1				1		1
前年度末県計	6,159	77	4,412	887	1,047	158	1,275	19	926	100	1,670	722	5	3	8	932	2,793

- 注： 1. 貯蔵所及び取扱所の区分は政令の区分による。(以下の表において同様)  
 2. 本表には、設置を許可したもので完成検査済証を交付した危険物施設のうち、廃止届を受理したものを除いた数を記載した。(以下の表において同様)  
 3. 市町村名の項目中「本部」とは、消防本部をさす。  
 4. 2以上の行政庁の区域にわたる施設は、本部未設置に含めた。(以下の表において同様)

※条件付書式(0消去)あり

第3表 数量別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和5年3月31日現在）

製造所等の別 数量の別		合計	製造所	貯蔵所								取扱所					
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
総計	計	6,099	77	4,352	879	1,030	156	1,251	19	918	99	1,670	719	5	3	8	935
	A地区	6,098	77	4,352	879	1,030	156	1,251	19	918	99	1,669	719	5	3	7	935
	B地区	1										1				1	
5倍以下	計	2,549	5	2,100	395	163	96	647	18	725	56	444	50	4			390
	A地区	2,549	5	2,100	395	163	96	647	18	725	56	444	50	4			390
	B地区																
5倍を超え 10倍以下	計	1,104	12	784	213	140	30	340	1	36	24	308	74	1			233
	A地区	1,104	12	784	213	140	30	340	1	36	24	308	74	1			233
	B地区																
10倍を超え 50倍以下	計	1,228	29	782	156	340	30	196		42	18	417	212		3		202
	A地区	1,228	29	782	156	340	30	196		42	18	417	212		3		202
	B地区																
50倍を超え 100倍以下	計	452	10	334	50	156		43		85		108	52				56
	A地区	452	10	334	50	156		43		85		108	52				56
	B地区																
100倍を超え 150倍以下	計	194	6	114	33	48		14		19		74	62				12
	A地区	194	6	114	33	48		14		19		74	62				12
	B地区																
150倍を超え 200倍以下	計	159	2	54	9	34		5		6		103	95				8
	A地区	159	2	54	9	34		5		6		103	95				8
	B地区																
200倍を超え 1,000倍以下	計	303	11	98	13	73		6		5	1	194	174			1	19
	A地区	303	11	98	13	73		6		5	1	194	174			1	19
	B地区																
1,000倍を超え 5,000倍以下	計	58	2	43	6	37						13				1	12
	A地区	58	2	43	6	37						13				1	12
	B地区																
5,000倍を超え 10,000倍以下	計	15		14	1	13						1					1
	A地区	15		14	1	13						1					1
	B地区																
10,000倍 を超えるもの	計	37		29	3	26						8				6	2
	A地区	36		29	3	26						7				5	2
	B地区	1										1				1	

注：1. 数量の別の欄は、製造所等で貯蔵し又は取り扱う危険物の最大数量（許可数量）を、指定数量の倍数によって表したものである。  
 2. A地区とは、消防本部及び消防署の設置市町村をいい、B地区とは、消防本部及び消防署の未設置市町村（2以上の許可行政庁の区域にわたるものを含む。）をいう。（以下の表において同様）

第4表 類別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和5年3月31日現在）

製造所等の別 類別		合計	製造所	貯蔵所								取扱所						
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
総計	計	6,099	77	4,352	879	1,030	156	1,251	19	918	99	1,670	719	5	3	8	935	
	A地区	6,098	77	4,352	879	1,030	156	1,251	19	918	99	1,669	719	5	3	7	935	
	B地区	1										1				1		
単独	第1類	計	12	1	8	8						3					3	
		A地区	12	1	8	8						3					3	
		B地区																
	第2類	計	18	2	16	10	3				2	1						
		A地区	18	2	16	10	3				2	1						
		B地区																
	第3類	計	21		19	11	2				6		2					2
		A地区	21		19	11	2				6		2					2
		B地区																
	第4類	計	5,886	49	4,224	789	1,015	156	1,251	19	896	98	1,613	719	5	3	8	878
		A地区	5,885	49	4,224	789	1,015	156	1,251	19	896	98	1,612	719	5	3	7	878
		B地区	1										1				1	
	第5類	計	11		10	10							1					1
		A地区	11		10	10							1					1
		B地区																
	第6類	計	30	1	24		10				14		5					5
		A地区	30	1	24		10				14		5					5
		B地区																
混在	計	121	24	51	51							46					46	
	A地区	121	24	51	51							46					46	
	B地区																	

注：単独とは、類を同じくする危険物のみを貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいい、混在とは類を異にする危険物を貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいう。

第5表 容量別屋外タンク貯蔵所数（危険物類別）

（各年度とも年度末（3月31日）現在）

危険物の類別 タンク容量別	合計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
29年度末	1,113	0	4	2	1,096	0	11
30年度末	1,101	0	4	2	1,085	0	10
元（31）年度末	1,077	0	4	2	1,061	0	10
2年度末	1,061	0	3	2	1,046	0	10
3年度末	1,047	0	3	2	1,032	0	10
4年度末	1,030	0	3	2	1,015	0	10
100KL未満	845		1	1	834		9
100KL以上 500KL "	101		1		100		
500KL " 1,000KL "	20		1	1	17		1
1,000KL " 5,000KL "	35				35		
5,000KL " 10,000KL "	7				7		
10,000KL " 50,000KL "	22				22		

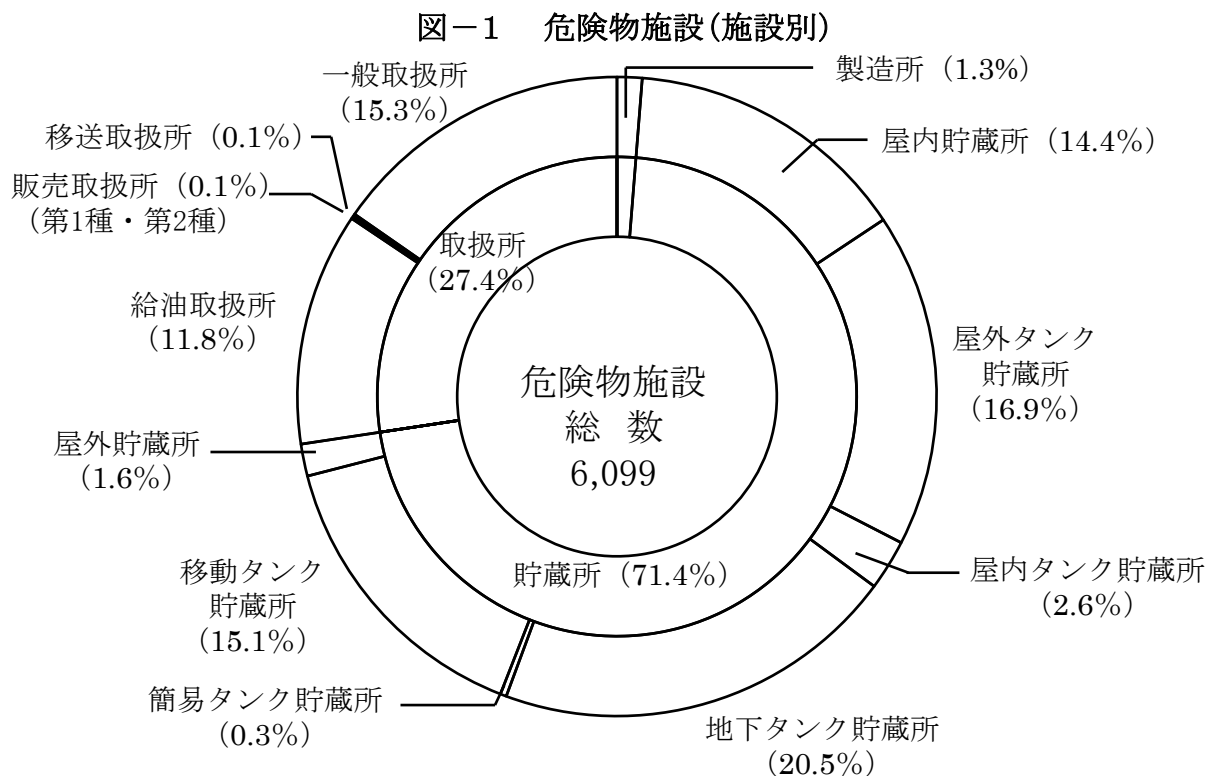
第6表 容量別屋外タンク貯蔵所数（第4類の内訳）

（各年度とも年度末（3月31日）現在）

第4類の品名 タンク容量別	第1石油類			第2石油類		第3石油類	第4石油類	アルコール類	その他
	原油	ナフサ	ガソリン	灯油	軽油	重油			
29年度末	7	6	18	152	53	315	14	100	431
30年度末	7	5	17	152	53	312	14	99	426
元（31）年度末	7	5	17	149	53	301	14	99	416
2年度末	6	5	17	146	52	293	9	99	419
3年度末	6	5	17	139	58	276	9	104	418
4年度末	2	3	18	134	59	268	9	102	420
100KL未満			4	104	40	202	9	99	376
100KL以上 500KL "				23	7	27		3	40
500KL " 1,000KL "			5	1	2	7			2
1,000KL " 5,000KL "		3	6	3	9	12			2
5,000KL " 10,000KL "			3	1	1	2			
10,000KL " 50,000KL "	2			2		18			

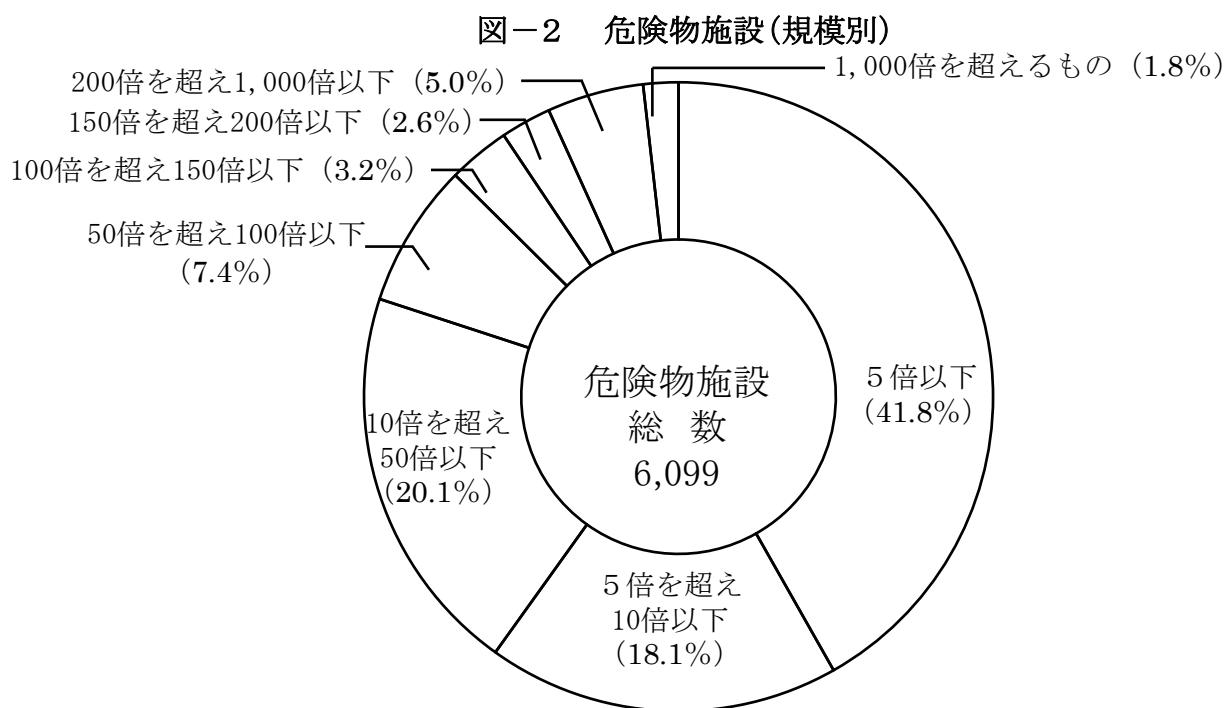
(3) 危険物施設の区分構成

令和5年3月31日現在の危険物施設区分毎の構成比は図-1のとおりで、製造所1.3%、貯蔵所71.4%、取扱所27.4%となっている。施設別で最も多いのは、地下タンク貯蔵所で20.5%を占め、次いで、屋外タンク貯蔵所16.9%、一般取扱所15.3%、移動タンク貯蔵所15.1%、屋内貯蔵所14.4%、給油取扱所11.8%の順となっている。



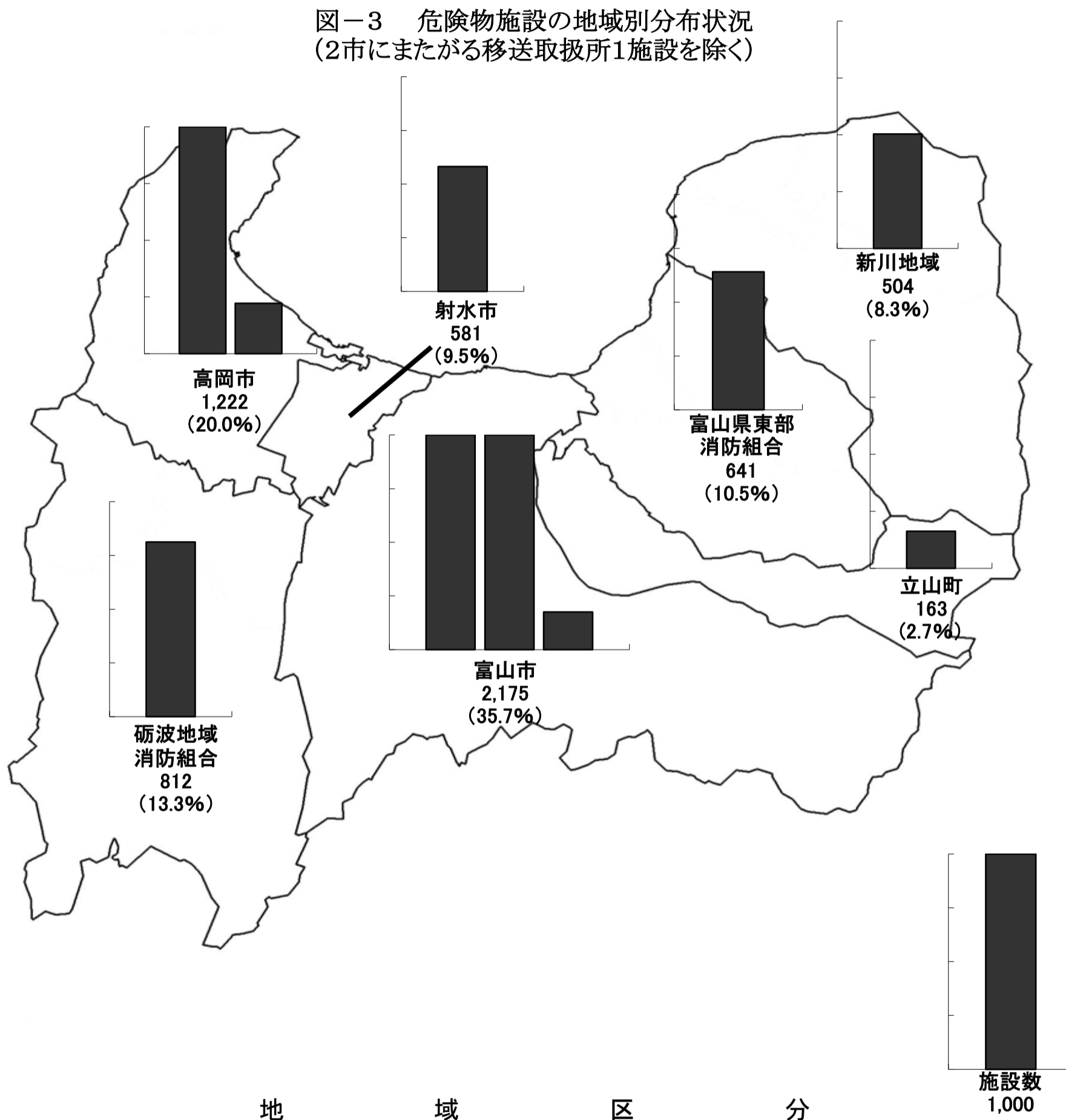
(4) 危険物施設の規模別構成

令和5年3月31日現在の危険物施設の規模別構成比は図-2のとおりで、指定数量の倍数5倍以下の小規模施設が全体の41.8%を占めている。



(5) 地域別分布状況

令和5年3月31日現在の危険物施設の消防本部（局）別分布状況は図-3のとおりである。



地 域 区 分	
富山市	富山市
高岡市	高岡市、氷見市
射水市	射水市
富山県東部消防組合	魚津市、滑川市、上市町、舟橋村
新川地域	黒部市、入善町、朝日町
砺波地域消防組合	砺波市、南砺市、小矢部市
立山町	立山町

## 2. 危険物施設の自主保安

消防法では、一定規模以上の事業所について、その自主保安体制を確立するため、危険物保安統括管理者を選任しなければならない事業所、自衛消防組織を設置しなければならない事業所等が定められており、その状況は第7表のとおりである。

第7表 危険物保安統括管理者等の選任、設置事業所数

(令和5年3月31日現在)

消防本部別	区分	危険物 保安統括管理者	危険物施設 保安員	予防規程	自衛消防組織
総数		5	33	550	3
富山市		1	12	196	1
高岡市		2	6	101	2
射水市		1	9	83	0
富山県東部消防組合		0	4	46	0
新川地域		0	1	46	0
砺波地域消防組合		0	0	65	0
立山町		0	0	12	0
2以上の許可行政の 区域にわたるもの		1	1	1	0

注：複数項目に該当する場合は、重複して掲載した。

## 3. 危険物施設の保安検査

消防法第14条の3の規定により、移送取扱所又は屋外タンク貯蔵所で一定規模以上のものは、一定期間ごとに保安検査を受けなければならないこととされているが、令和4年度における実施状況は第8表のとおりである。

第8表 危険物施設の保安検査実施状況

区分	実施行政庁	検査対象施設数	4年度実施数
特定移送取扱所	該当なし	0	0
特定屋外タンク貯蔵所	富山市	2	2
特定屋外タンク貯蔵所	射水市	1	1

注：特定移送取扱所については、施設休止のため保安検査を延期

## 4. 危険物施設への立入検査

消防法第16条の3の2又は第16条の5の規定により、危険物施設の位置、構造、設備の基準及び貯蔵・取扱いの基準が守られているかについて、立入検査を実施しているが、令和4年度の実施状況は次のとおりである。

施設総数	6,099
検査施設数	3,326
延検査回数	3,380

また、移動タンク貯蔵所について、令和4年11月に、常置場所等での立入検査（移動タンク貯蔵所583台）及び走行中車両に対する路上立入検査（移動タンク貯蔵所22台、危険物運搬車両3台）を実施した結果、不適合車両への指導件数は、常置場所等では移動タンク貯蔵所85件、走行中の車両では移動タンク貯蔵所1件、危険物運搬車両0件であった。



## 5. 危険物施設等の事故

令和4年における危険物施設及びコンビナート等特別防災区域内における事故の発生件数は9件であり、その概要は第9表のとおりである。

また、火災・流出事故件数及び事故の発生原因については、第10表及び第11表のとおりである。

### 第9表 危険物製造所等における事故

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

発生日 (覚知日)	事故種別	製造所等の 区分等※1	危険物の名称 及び種類等※2	死傷 者数	事故の概要
(令和4年 1月2日)	滑川市内 (流出)	屋外タンク貯 蔵所	第4類 第2石油類 灯油	0	屋外タンク貯蔵所の水抜管フランジ部分パッキンの凍結及び経年劣化により、灯油40リットルが流出した。
令和4年 2月22日	黒部市内 (破損)	給油取扱所	第4類 第1石油類 ガソリン	1	給油が終わったと勘違いし、ホースがささったまま顧客が車両を発進させ、給油ホースが破損。ガソリン0.1リットルが流出するとともに、ホースがあたった従業員が負傷した。
令和4年 3月8日	射水市内 (流出)	屋外タンク貯 蔵所	第4類 第2石油類 灯油	0	タンク塗装工事のため、ケレン作業(塗装面の研磨)を行った際に、なんらかの外力が加わりタンク抜き出しノズルから灯油0.09リットルが流出した。
令和4年 3月13日	射水市内 (火災)	一般取扱所	第3類 自然発火性物質 黄りん	0	配管のフランジ部分から黄りんが漏洩し、自然発火した。
令和4年 6月17日	富山市内 (火災)	一般取扱所	第4類 第1石油類 廃油	0	廃棄物の焼却炉で爆発が発生し、投入装置を焼損した。
(令和4年 8月17日)	立山町内 (流出)	一般取扱所	第4類 第2石油類 灯油	0	建物の基礎を貫通する配管が、建物又は配管の地盤沈下や配管の経年劣化により亀裂が入り、配管を流れる灯油370リットルが流出した。
令和4年 9月4日	富山市内 (火災)	一般取扱所	第4類 第4石油類 研削油	0	金属製品製造工程の研削盤付近から炎が上がり、その周辺機器や壁などを焼損した。
令和4年 10月27日	富山市内 (火災)	一般取扱所 (特定事業所 の事故)※1	第4類 第3石油類 熱媒油	0	定期修理中に焼成機のエア抜きバルブから熱媒油が漏れ、配管の被覆材に付着し、被覆材を焼損したものの。
令和4年 12月9日	射水市内 (火災)	一般取扱所	(溶融アルミニウ ム)※2	0	アルミニウムの溶融炉で、堆積したドロス(酸化アルミニウム)の清掃をせず、炉内が狭くなっている状態で、原料を投入したところ、溶融物があふれ出し、電源ケーブル等を焼損した。

※1 括弧書きは、危険物施設以外で起きた事故を表す

※2 括弧書きは、危険物施設等で起きた事故のうち、危険物以外が事故の原因となったものを表す

第10表 危険物施設等における火災・流出事故件数

(平成30年～令和4年)

年	計	火災 流出 その他	製造所	貯蔵所			取扱所			運搬中	無許可	その他
				移動 タンク 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	その他	給油 取扱所	一般 取扱所	その他			
30	9 (1)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		4 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
元 (31)	19 (2)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		13 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2	14 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
		10 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3	18 (3)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
		14 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	5 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4	9 (1)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		4 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	69 (7)	24 (4)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	19 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
		45 (3)	2 (0)	2 (0)	10 (0)	4 (0)	16 (2)	10 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注：各年1月1日から12月31日までにおける発生件数であり、表中の( )内の数値は死傷者数である。

第11表 危険物施設等における事故の発生原因

(平成30年～令和4年)

事故発生原因		30年			元(31)年			2年			3年			4年			計		
		火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他
人的要因	誤操作	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	2	1
	確認不十分	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	3	1	0	3	4	3
	監視不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	管理不十分	2	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	5	3	0
	不作為	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0
	小計	2	0	0	3	6	3	1	3	1	1	1	2	5	2	0	12	12	6
物的要因	腐食等劣化	1	1	0	0	2	0	0	4	0	0	5	2	0	1	0	1	13	2
	破損	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	5
	故障	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	設計不良	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	施工不良	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	2	0
	小計	3	2	1	1	2	1	2	4	1	0	6	4	0	2	0	6	16	7
他要因	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明・その他	0	0	1	2	0	1	1	1	0	3	0	1	0	0	0	6	1	3
	小計	0	0	1	2	0	1	1	1	0	3	0	1	0	0	0	6	1	3
合計	5	2	2	6	8	5	4	8	2	4	7	7	5	4	0	24	29	16	

## 6. 危険物取扱者

### (1) 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、消防法第13条の3の規定により、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行うもので、令和4年度の実施状況は第12表のとおりである。

また、昭和35年以降における危険物取扱者免状の交付状況は、第13表のとおりである。

### (2) 危険物取扱者保安講習

危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、消防法第13条の23の規定により、定期的に都道府県知事が行う講習を受けなければならないこととなっているが、令和4年度の実施状況は、第14表のとおりである。

第12表 危険物取扱者試験の実施状況

(令和4年度：6月11日、6月18日、6月19日、6月26日、10月9日、10月15日、10月16日、10月22日  
2月5日、2月11日、2月12日 13回実施)

試験区分 受験者数等	合計	甲種	乙種						丙種	
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類		第6類
受験申請者数(人)	10,524	623	5,155	293	258	304	3,517	308	475	4,746
受験者数(人)	9,856	548	4,848	289	257	299	3,234	305	464	4,460
合格者数(人)	3,980	158	1,974	188	156	199	917	220	294	1,848
合格率(%)	40.4	28.8	40.7	65.1	60.7	66.6	28.4	72.1	63.4	41.4

第13表 危険物取扱者免状の交付状況

区分	合計	甲種	乙種						丙種	
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類		第6類
令和4年度(人)	2,443	158	1,835	187	154	192	891	212	199	450
昭和35年度から令和4年度までの累計(人)	159,815	6,410	110,977	7,805	6,846	7,627	72,909	6,513	9,277	42,428

第14表 危険物取扱者の保安に関する講習の実施状況

会場	講習年月日	講習区分ごとの受講者数			
		一般 (その他施設)	給油取扱所	コンビナート	計
富山会場	令和4年7月14日、15日	354	99	—	453
	令和4年11月21日、22日	337	68	—	405
	令和5年2月2日、3日	263	64	—	327
高岡会場	令和4年7月7日、8日	259	45	—	304
	令和4年11月7日、8日	230	63	—	293
	令和5年1月30日、31日	222	38	—	260
射水会場	令和4年7月20日、21日、22日	98	52	83	233
魚津会場	令和4年11月16日、17日	149	50	—	199
黒部会場	令和4年7月4日、5日	215	63	—	278
砺波会場	令和4年11月4日	57	46	—	103
南砺会場	令和4年7月11日	56	44	—	100
オンライン	令和4年9月1日～9月30日	230	30	29	289
	令和4年11月1日～11月30日				
計		2,470	662	112	3,244